

【流山市立西初石中学校】部活動に係る活動方針

1 部活動の位置付け

部活動は、学校が教育活動の一環として設定し、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の児童・生徒が、学級や学年の枠を超えて組織し、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するものである。

2 部活動の種類

運動部

- ・陸上部
- ・野球部
- ・サッカー部
- ・男子テニス部
- ・女子テニス部
- ・卓球部
- ・バレー部
- ・バドミントン部
- ・男子バスケットボール部
- ・女子バスケットボール部
- ・特設駅伝部

文化部

- ・吹奏楽部
- ・総合文化部

3 休養日及び活動時間等

練習については、大会や練習試合もあわせ、学校長の承認のもと、計画的に行う。

- ①練習時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。
- ②1週間のうち、平日に1日分の休養日を設ける。
- ③大会・コンクール前や大会・コンクール当日を除き、原則土曜日、日曜日いずれか、1日休養日を設ける。
- ④大会・コンクール参加に向けて休日に連続して活動が必要となる場合には、最大で4週間前からとする。
- ⑤土曜日や日曜日、祝日等の休日に連続して部活動を実施する場合は、直後の週の平日に、その代わりとなる休養日を設ける。ただし、大会・コンクール等に勝ち残り、さらに長い活動が必要な場合には、校長の承認により他の週に休養日を設ける。
- ⑥長期休業中の練習については、原則3時間程度とする。

4 その他

- ・部活動への入部は希望制とし、保護者の承諾を得る。
- ・平常日課における、月曜日の朝、水曜日の放課後は休養日とする。
- ・部活動は安全面に十分配慮して行うものとする。特に熱中症や骨折、後頭部や目等の怪我は、適切な応急処置と保護者への連絡を迅速に行い、状況に応じて医療機関へ搬送する等の処置をする。
- ・校外で活動する場合の移動手段は、公共交通機関を利用し顧問による引率を原則とする。
- ・校内定期テスト5日前から部活動を停止とする。
- ・校内定期テスト前や下校時刻の延長による活動は、校長判断の下、保護者の承諾を得て実施する。
- ・部長会を計画的に実施し、自治的な活動により部活動を活性化させていく。